資料5

# 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会」 報告書に対する意見照会の結果【概要】

平成29年10月20日 小規模多機能自治推進ネットワーク会議

- 1. 調査目的 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会」で報告書がまとめられたことから、 今後の議論に活かしていくために関係者からの意見を募ったもの。
- 1. 調査主体 小規模多機能自治推進ネットワーク会議
- 2. 調査時期 平成29年8月9日~8月31日(締切後の送付も多少あり)
- 3. 調査対象 小規模多機能自治推進ネットワーク会議 全会員 ※調査発出時点会員数264(自治体会員227、団体26、個人11)
- 4. 調査方法 事務局より直接調査票を送付。回答はWEBフォーム、もしくは回答用紙による ※担当部署等として想定する考えを求めた。
- 5. 調査項目 報告書に記載されている①認可地縁団体 ②公共組合 ③特別地方公共団体 に対する考え、④新たな制度ができた場合に実現したいこと・期待されること等

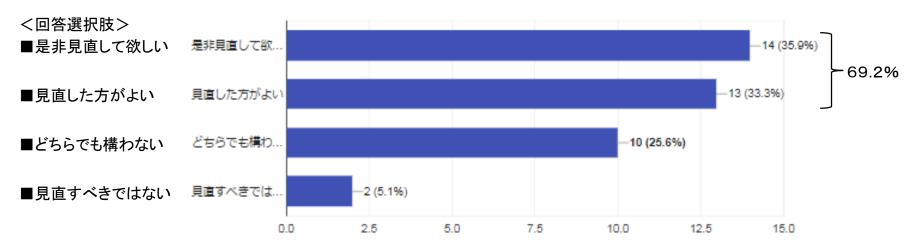
#### 【回答自治体等】

自治体) 37 … 1県31市5町(うち政令市1、中核市2)

※東北2市3町、関東4市、北信越3市、東海4市、近畿6市、中四国1県3市2町、九州9市

団 体) 2 合計39 1. 認可地縁団体 <現行制度>の目的要件の緩和(財産保有予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動で可)について、該当項目を選択して下さい。

39 件の回答



## 【その他求めたいこと・意見等(回答種別で分類・主な意見)】

#### <是非見直して欲しい>

- ・簡便な制度の利点を生かし、収益事業を含む地域的な活動についても目 的に加えることで、事業及び運営が円滑にできる。
- ・現行の認可地縁団体制度は地域にとっても他制度に比べ馴染みがあり、 取得へのハードルが低いと思われる。
- ・是非実現して欲しい。

### <見直した方がよい>

- ・地区の取り決めというのは、あいまいな部分があるのがふつうであって、 地区の活動が法的に縛られると地区住民も苦慮される。
- ・団体によっては銀行口座の開設等で不都合が生じていることも聞いているため、見直し自体は有効であると考える。
- ・地域運営組織が活動を拡充していくことを前提とすれば、単に契約の主

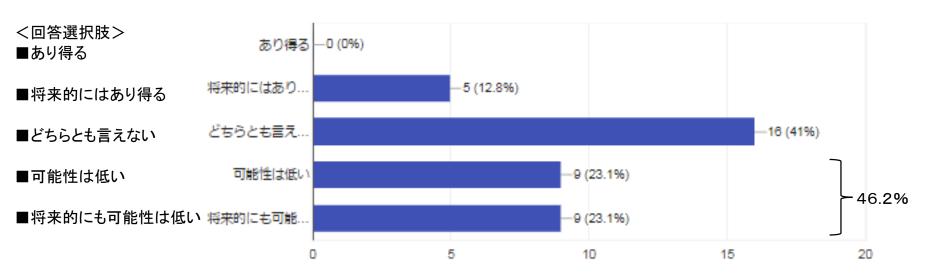
体や資金管理的な意味合いでは不十分と考える。地域の課題解決を行うために、事業化し営利目的での活動が行えるような法人格が必要である。しかし、単なる地縁による団体が取得する法人格であれば、目的要件の緩和で十分ではないか。

#### くどちらでも構わない>

- ・要件が緩和された場合は同一地域で自治会以外の団体も認可地縁団体 となる可能性が考えられ、同一地域に存在する複数の認可地縁団体が 協調して活動していけるよう、団体の性質に応じて制度上の区別を明確 にすべきであると考える。
- ・表決権は「委任」ではなく、「世帯単位での表決権」に法改正して欲しいとの認可地縁団体の意見が多い。
- 見直しを求める意見は多い。
- 報告書の内容がまだ十分理解されていないと思われる。
- ⇒見直しの議論を進めつつ、報告書の内容の理解浸透が必要。

# 2. 公共組合 <新たな制度① > について、(1) 導入可能性のある地域 がありそうですか?

39 件の回答



### 【その理由(回答種別で分類・主なもの)】

#### <将来的にはあり得る>

- ・公平賦課が可能となることにより、会費の考え方が明確になり地域自治 組織の負担が軽減する。
- ・目的を限定されてしまうため、分野横断的に活動している組織にとっては 使いにくい。

# くどちらとも言えない>

- 現段階で協議会が成熟されていない。
- 現状把握ができていない。
- ・事務手続きが煩雑になると思われる。合意形成には時間が必要。
- ・現段階では判断しにくい。

・地域運営組織が設立して期間が浅い。

### <可能性は低い>

- 組織の運営に市の関与があることから敬遠されると考える。
- ・高齢者や地域の子どもを対象にした事業に取り組んでおり、受益者の偏りもあることから適さないと考えられる。
- ・法定受託事務となっている点に違和感を感じる。

## <将来的にも可能性は低い>

- ・もっと少ない人数、もっと狭い範囲でないと、導入することは困難。
- ・対象となる事務の幅が狭い。

## 【公共組合について、支障になる部分、改良した方がよいと思われる点(回答種別で分類・主なもの)】

#### <将来的にはあり得る>

- 多機能な活動をする組織のため、設置目的がそぐわない。
- 市の下請けのイメージを持つ。
- ・簡単な用語に置き換える必要がある(例えば、賦課金を会費にする など)。
- ・出来るだけ簡易な手続きになるのが望ましい。
- ・手続きが煩雑であるため、簡素化できるよう工夫しなければ使うと ころが出てこない可能性がある。

#### くどちらとも言えない>

- ・地域自治組織の負担が一層大きくならないかとの懸念がある。
- 公共組合で面的公共を担えるのか疑問。

#### <可能性は低い>

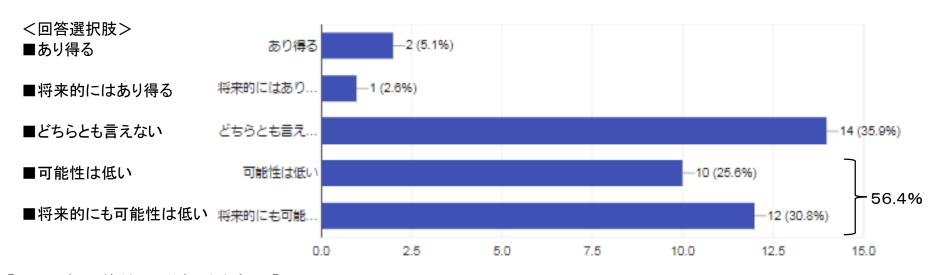
- ・市と協働するパートナーの位置づけであり、公共組合になると市の関与が多くなる。
- ・都市部や住宅密集地の地域運営組織としては適していると思う。 **<将来的にも可能性は低い>**
- ・構成員は地域住民(区域内に住所を有する者)を前提にするべき。
- ・地域住民以外のステークホルダーもその地域で活動しているが、 同じ構成員となることに違和感がある。

# ~公共組合関係~

- 否定的な意見が多く、次いで「どちらとも言えない」という意見。 「可能性は低い、将来的にも可能性は低い」 47.4% 「あり得る(0%)、将来的にはあり得る」 10.5% 「どちらとも言えない」 42.1%
- こうした制度を求めるほど成熟している地域はまだ少ない。
- 手続きの煩雑さ、目的の限定性を敬遠する意見は多い。

# 3. 特別地方公共団体 <新たな制度②> について、 (1) 導入可能性の ある地域がありそうですか?

39 件の回答



# 【その理由(回答種別で分類・主なもの)】

# <あり得る>

・事業内容を限定しないため実態に合っている。地域が成熟化してくるとこのような仕組みが合致してくると思われる。会費の賦課手続の部分は、 公平性を確保するためには望ましい仕組みだと思われる。

#### <将来的にはあり得る>

・今後さらに深刻になると予想される様々な社会的課題に対応するために は必要になってくると考えられる。

#### くどちらとも言えない>

- ・行政の下請け機関的なとらえ方になる。
- ・現時点では判断できない。
- 現状把握ができていない。
- ・地域運営組織が設立して期間が浅い。

#### <可能性は低い>

・現時点では、そこまで組織の熟度がない。

- ・公共組合に比べると、地域の独自性を発揮しやすい仕組みではあると考えられ、一つの手法としては実用化の可能性はある。しかし、地方公共 団体の業務が煩雑になると危惧する。
- 住民からみれば新たな税負担という理解になる。
- 運用上の事務負担を懸念。
- ・公共組合に比べ手続きが複雑。
- ・自立した運営ができ、当市と対等な立場である組織設計を基本指針としているため。

#### <将来的にも可能性は低い>

- 市の下部組織となるため受け入れられない。
- 市の事務をするという考えはない。
- ・具体事例が今のところ見当たらない。

## 【特別地方公共団体について、支障になる部分、改良した方がよいと思われる点(回答種別で分類・主なもの)】

#### くあり得る>

-①「特別地方公共団体」という名称は敬遠しがちになるため、名称を工夫した方がよい。②手続きが煩雑すぎて、現在の内容だと使いにくい。手続きは大幅に簡略化できるように工夫していただきたい。例えば、公職選挙法に準じた部分は思い切って議会裁量に委ねるなど、大胆な手続きの簡略化を図って欲しい。③もう少しメリットを強調するとイメージが湧きやすいと思われる。

# くどちらとも言えない>

あまり縛られないものを構築することが必要。

#### <可能性は低い>

- ・地域運営組織は町会・自治会を前提にしているところが多いとみられるが、住民の町会・自治会離れは止まらない。
- ・本研究会における「特別地方公共団体」の仕組みをベースに、自治体職員、現に地域運営組織を担っている人たちの意見を十分に把握し、現実的・実用的なものにしていけばよいと考える。
- 手続きが煩雑。

#### <将来的にも可能性は低い>

任意加入性で、自らの意思で費用を負担する制度が現実的。

# ~ 特別地方公共団体関係 ~

■ 否定的な意見が多い。

「可能性は低い、将来的にも可能性は低い」 55.2%

「あり得る、将来的にはあり得る」 7.9%

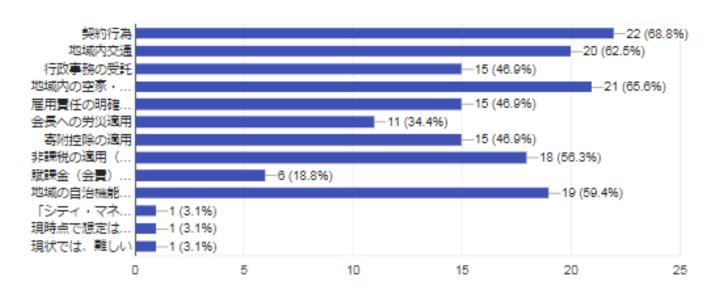
「どちらとも言えない」

36.8%

- 成熟している地域がまだ少ない。
- より煩雑な手続きを敬遠する意見は多い。
- ⇒組織が成熟化し、手続きが簡素化された場合には、二一ズが増える可能性 はある。

# 4. 仮に新たな制度ができた場合、「実現したいこと・期待されること」について、考えられるものを全て選択して下さい(複数回答可)。

#### 32 件の回答



#### く選択肢>

- ■契約行為
- ■地域内交通
- ■行政事務の受託
- ■地域内の空家・耕作放棄地・所有者所在不明森林など遊休不動産の利活用
- ■雇用責任の明確化による会長のなり手確保
- ■会長への労災適用
- ■寄付控除の適用
- ■非課税の適用(公法人の場合は適用可)
- ■賦課金(会費)の賦課・徴収事務の市町村への委任
- ■地域の自治機能の明確化
- ■その他・「シティ・マネージャー制度」基礎自治体の民営化、市町村の業務の75%は民間に。
  - ・現時点で想定は難しい。
  - ・現状では難しい。

## 【その他、報告書の中でよくわからなかった点、全般的な感想や意見(主なもの)】

- ・専門性が高く理解し難いので具体的な説明・解説がないと本当に必要 な制度なのかどうか判断できない。
- ・認可地縁団体については、団体を構成員とすることができない時点で小規模多機能自治組織に合致せず、目的を不動産登記に限定しないとしても意味がない。
- ・自治体が主体となって組織を設立することになれば、「やらされ感」が強まり、地域の自主・自発的な活動を阻害することになると思う。
- ・特に住民の出入りの激しい地域では構成員同士のトラブルが起きる懸 念があるため、導入にあたっては広報周知を十分に行うことが必要。
- 全体的に不明な点が多いのでブロック会議でご教示いただきたい。
- ・まずは認可地縁団体として法人化し、地域の同意を得て公法人にバー ジョンアップしていくという方法が本市には適していると考えられる。
- ・地域自治組織は目前の課題に真摯に向き合っているので、国の様々な

- 研究会でこれまでに検討されてきたことを早急に具体化し、法改正や制度改正に着手して欲しい。
- ・新制度を構築する場合、地域の主体性をいかに担保するか慎重に考えるべき。公共組合、特別地方公共団体共に、地域が行政の下請けになりかねない。
- ・市の条例に委任することができ、様々な地域でも活用できる弾力的な制度の設立が望ましい。
- ・地域運営組織の活動の活性化・機能拡充を進めていくために検討いた だきありがたい。議論を深めたい。
- ・仮に実現しようとしても数年はかかると思われるため、早めに議論を進めていただきたい。今回の研究結果が研究にとどまることなく、議論が進むことを期待している。

# ~ 全体のまとめ ~

- 報告書の内容が十分に理解されていない点が多い。
- → 内容を読み込み、理解する機会を設ける必要がある。
- まだ組織の成熟度が低い地域が多い。
- → 成熟度を高める取り組みが必要。
- 議論には一定期間必要と考えられ、組織の成熟度向上にも一定の期間が必要。
- → 現場実態に照らし合わせつつ、今後の組織の成熟可能性を加味した議論が必要。
- ⇒ <u>地域の成熟度向上期間と議論の所要期間を考慮し、組織の量的・質的向上を進め</u> つつ、並行して議論を進めていく必要があるのではないか。